HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	欧州連合とフランス憲法
Author(s)	ブレイヤ, ドミニク; 齊藤, 正彰//訳
Citation	北大法学論集, 46(5), 275-305
Issue Date	1996-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15637
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(5)_p275-305.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

講演

欧州連合とフランス憲法

ドミニク・ブレイヤ
齊藤正彰訳

〈目　次〉

第一章　憲法によって無視された欧州連合
A　一九五八年以前の法治国家と欧州共同体の要請
(1)　一九四六年憲法と国際的諸問題
(2)　欧州共同体の要請
B　一九五八年憲法および欧州共同体問題
(1)　新たな憲法規定

(2)　憲法院の役割の拡大
第二章　憲法によって掌握された欧州連合
A　共同体法に直面した憲法
B　共同体法によって変化を遂げた憲法
(1)　マーストリヒト改正
(a)　憲法のマーストリヒト条約への適応
(b)　反ヨーロッパ的改正
(2)　シェンゲン改正

欧州連合は、一九九二年二月七日のいわゆるマーストリヒト条約によって認められた名称であり、いくつかの法的な波瀾の後、ようやく一九九三年一一月一日に発効したものである。これは、シューマン声明[1]によって、一九五〇年五月九日に口火が切られた野心的な発展の結果である。このシューマン声明は、ジャン・モネ[2]の示唆を受けたものであり、一九五一年四月一八日のパリ条約によって設立された石炭および鉄鋼の共同市場の創設を目的としていた。一九五四年の時点ですべてを御破算にしかねなかったほどの防衛の分野における大きな挫折の後に、一九五七年三月二五日のローマ条約による欧州原子力共同体（ユーラトム）および欧州経済共同体（いわゆる共同市場）の設立は、危機と不和にもめげずに、抑えがたい新たな勢いを復活させるものであった。一九七三年に六から九、ついで一九八一年に一〇、一九八六年に一二、ついに一九九五年には一五に変化した国家集団の地理的拡大に並行して、設立文書[3]も、同様に、執行部の併合に関する一九六五年四月八日の条約[4]、一九七〇年四月二二日の固有の財源に関する決定および欧州議会の権限に

関する条約、欧州議会の直接普通選挙に関する一九七六年九月二〇日の決定、真の域内市場を実現するために欧州共同体の権限を拡大する一九八六年二月一八日の単一欧州議定書、そして最後に欧州連合に関する一九九二年のマーストリヒト条約といったように、いくつかの重要な段階をおって修正されている。欧州連合は、欧州諸共同体をそのまま継承するものではない。一九九二年条約のA条は、「連合は欧州諸共同体を基礎に創設され、この条約の定める政策及び協力方式により補足される」と規定する。欧州連合の観念は既に単一欧州議定書に現れており、その前文は「構成国間の関係の欧州連合への」変化に言及し、また、第一条は「欧州諸共同体と欧州政治協力は、欧州連合を具体的に進展させることにともに貢献することを目的とする」ことを明確にしたのである。

ヨーロッパの建設は、その独創的な法的構成が国家の、すなわち主権の基盤そのものに影響を及ぼすものであったため、当初から、広範な憲法上の議論を引き起こすこととなるものであった。ところが、事実はそうではなかった。フランスの憲法裁判の発展によって、そうした問題が現実に、かつ真剣に取り組まれたのは、実際には第五共和制の下でしかないうえ、しかもかなり遅くになってからである。一九七〇年までは、欧州連合、またはより正確には欧州連合に先行したものは、[5]憲法によって無視されていたと評価できる（第一章）。しかしそのような時代は過ぎ去り、現在では欧州連合は憲法によって掌握されている（第二章）。

第一章　憲法によって無視された欧州連合

第四共和制の下で始まったヨーロッパの建設は、一九四六年に作られた憲法、すなわちヨーロッパ建設以前に作られ

た憲法の埒外にしか位置づけられえず、そして他方で、憲法は、法律の合憲性の審査および国際約束の憲法への適合性の審査について沈黙していた。しかし、欧州共同体裁判所の判例によって支えられている欧州共同体の機構は、対象となる国内法が憲法規範であっても憲法より下位の規範であっても、共同体法と国内法との関係の問題を生じさせるに至るものであった（A）。一九五八年憲法は、このヨーロッパ建設のあらゆるパラドックスを説明するはずのものであった。この新たな法文は、ヨーロッパの問題に明示的に言及することはなかった。しかし、一九五八年憲法は、黙示的にヨーロッパの問題に触れている（B）。(6)

A　一九五八年以前の法治国家と欧州共同体の要請

ヨーロッパ建設の第一段階は一九四六年一〇月二七日の憲法の下で展開された。そして、オランダのような他の諸国が、ヨーロッパ建設の発展に歩調を合わせその発展を容易にするために、憲法改正の方法をとることを躊躇わなかったのに対して、フランスにおいては、ヨーロッパの建設は、たとえそれが憲法上の論争または議論を生じさせえたとしても、いかなる憲法改正も生じさせることはなかった。

(1)　一九四六年憲法と国際的諸問題

たとえこの問題についての解決法の適合性が無限定のものであるというには程遠いとしても、解決法が見出されえたのは、国際法と国内法との関係に関するいくつかの規定を通じてである。しかしながら、はじめに基本的な点を指摘し

ておきたい。本当の法律の合憲性審査が欠如しているという理由から、その解決法は容易には検討されえなかったのである。

フランスの伝統は、一七八九年にとりわけ人権宣言第一六条において認められ、かつ一七九〇年八月一六日―二四日の法律によって認められた権力分立の原理を理由に、一九五八年まで、法律の合憲性の審査に反対し続けてきた。ともかく、法律の合憲性の審査の稀有な試みが、そのような考え方の方向から外れるものであったということは事実である。一九四六年憲法は、実際には法律の合憲性の審査というよりも憲法の合法性の審査であるような、独創的な仕組を設けた。第九一条から第九四条は、専ら政治的な方法で構成される憲法委員会を創設した。その憲法委員会の任務は、「国民議会の議決した法律が憲法の改正を前提としているか否か」を審査することであった。共和国大統領と参議院（権限はないが元老院に相当するもの）議長が共同で請求を提起した場合、両議院の合意を求めるという考え方が採られており、そして合意が得られない場合でも、法律は無効となるわけではなく、憲法改正を待つ間法律の審署が停止されるというものであった。その精神は、たとえこのことが規範の段階構造のために直ちには行われえなかったとしても、法律よりも憲法を譲歩させるようなものであった。この仕組は、一九四八年に、一度利用されただけであった。したがって、この憲法委員会の審査は無きに等しかったということができる。

それでも、一九四六年憲法は、発展の可能性を秘めた興味深い規定を有していた。一九四六年憲法前文は、その第一四項において、「自らの伝統に忠実なフランス共和国は、国際公法の諸規則を遵守する」と規定し、かつ第一五項においては、「相互主義の留保のもとに、フランスは、平和の組織と擁護のために必要な主権の制限に同意する」と規定している。憲法の本文自体において、条約に関する古典的な規定に加えて、第二六条が、「正規の手続で批准され、かつ、公布された条約は、フランスの法律に反する場合であっても、法律の効力を有する。この場合に、その適用を確保する

ためには、その批准を確保するために必要であるような措置以外の他の立法措置を必要としない」ことを明確にしている。コンセイユ・デタは一九四六年憲法が内包していた一元論の論理を完全には受け入れていなかったため、その規定がその完全な効力を獲得するには、一九八九年を待たねばならなかった。(7)

第四共和制の下でヨーロッパについての大きな議論があったときに、そしてとりわけ、その中でも最も劇的であった欧州防衛共同体に関する議論のときに、共同体条約の合憲性が問題となった。いずれにせよ法律の合憲性の実質的な審査は憲法前文に関しては許容されていなかったのであるが、しかし、そのような審査の欠如は、批准された条約（欧州石炭鉄鋼共同体――一九五一年四月一八日のパリ条約――、欧州経済共同体および欧州原子力共同体――一九五七年三月二五日のローマ条約――）に関する議論、および批准されなかった条約（欧州防衛共同体――一九五二年五月二七日の条約――）に関する議論から何らかの光明を見出すことを妨げたのである。

(2)　欧州共同体の要請

共同体法の効力は絶対的である。それは共同体法の優位という観念を通じて表現される。共同体法の優位は、一九六四年に欧州共同体裁判所によって明確化された（欧州共同体裁判所一九六四年七月一五日コスタ対ENEL事件判決）。「通常の国際条約と異なり、ＥＥＣ（欧州経済共同体）条約は、その発効と同時に構成国の法体系に統合され、構成国の国内裁判所が適用しなければならない、固有の法秩序を創設した」。欧州共同体裁判所によれば、「ＥＥＣ条約から生じた法には、……その特別かつ独自の性質により、その共同体法としての性格を失うことなしには、そして欧州共同体の法的基礎自体に疑問をさしはさむことなしには、国内法の規定――それがいかなるものであろうと――を裁判上対

抗させることはできない」。したがって、構成国については、「……後の一方的行為が優位することのできない、構成国の主権的権利の終局的な制限」が存在する。

共同体法に従わなければならないのは、すべての国内法である。その規範が共同体法に先行するものであれ共同体法より後のものであれ、憲法より下位の法についてはそのことは十分理解できる。コスタ判決は、このことをとくに強調した。共同体法の優位は基本条約の優位だけではないが、このことは、フランスにおいては、一九四六年憲法の第二六条を考えると、一見したところ困難を引き起こすこととなるものではなかった。しかし実際には、フランスでは、長い間、この自明のことが完全には同意を得ていなかった。共同体法の優位は、派生法にもあてはまる。すなわち、規則も指令も、国内法に優位することになっている（欧州共同体裁判所一九七八年三月九日 Simmenthal 事件判決）。

重大な困難は、欧州共同体の規範と国内憲法規範との間に生じうる。この問題は、法律の合憲性審査の仕組が最も発達していた、イタリアとドイツという欧州共同体の二つの構成国との間の紛争の対象となった。最近になってようやく終結した長期にわたる紛争が生じたのである。一九六五年に、イタリア憲法裁判所は、イタリア憲法によって保護された基本権に対する共同体法の優位の可能性に関して留保条件を付した（憲法裁判所一九六五年一二月二七日判決）。イタリア憲法裁判所は、八年後にこの留保条件を解除した（憲法裁判所一九七三年一二月二七日 Frontini 事件判決）。しかしイタリアは、一九八四年まで、共同体法の優位を完全には受け入れなかった。同じ問題は、ドイツでも生じた。欧州共同体裁判所が、ドイツ連邦共和国基本法において認められた基本権が共同体法に対して優位しえないことを明確にする判決（欧州共同体裁判所一九七〇年一二月一七日国際商事会社事件判決）を下したにもかかわらず、連邦憲法裁判所は、反対の立場をとった（連邦憲法裁判所一九七四年五月二九日国際商事会社事件決定、いわゆるゾーランゲⅠ決定）。連邦憲法裁判所は、その立場を一九八六年まで維持していたが、慎重さを残しながらも欧州共同体裁判所に同調した（連

邦憲法裁判所一九八六年一〇月二二日 Wünsche 商事会社事件決定、いわゆるゾーランゲII決定)。一九七四年以降いっそう明確な方法で、欧州人権条約を共同体法の厳格な意味での法源とするのではなく、欧州人権条約を参照することによって(欧州共同体裁判所一九七四年五月一四日ノルト対委員会事件判決)、欧州共同体裁判所は難局から脱することができた、ということは事実である。欧州共同体裁判所が、最後の構成国――フランス――が欧州人権条約を批准した数日後にこの方法をとったということは、興味深いことである。(8)

B　一九五八年憲法および欧州共同体問題

ヨーロッパ問題に関する一九四六年憲法の沈黙は、容易に理解できる。ヨーロッパ問題は、一九四六年憲法起草時の関心事ではなかった。その前文が「平和の組織と擁護」に言及するとき、それは国連を対象としている。一九五一年あるいは一九五七年にフランスの憲法と欧州共同体の独創性とを合致させるために憲法改正を行わなかったということを、非難できるのみである。ローマ条約(9)は一九五八年一月一日に発効した。一九五八年の夏の間に起草される新憲法は、その問題を考慮に入れるであろうと考えられた。しかし、それは新たな政治指導者の主要な関心事ではなく、また、彼らは過去には欧州共同体条約に反対する態度を示していた。それにもかかわらず、新憲法は、いくつかの興味深い規定を含んでいる。しかし、それらの規定は、それだけでは、欧州共同体と調和するフランス憲法を展開させるために十分ではありえなかった。

(1)　新たな憲法規定

いくつかの規定は、姿を消した共和国の遺産である。一九四六年憲法の前文がそれである。一九五八年憲法の前文は、形式に関しては短いが、同時に長い。なぜなら、一九五八年憲法前文は、二つの小さなパラグラフからなるが、一七八九年の人権宣言および一九四六年憲法前文を参照することによって、それを少なくとも現行法として維持しているからである。一九五八年憲法は、その第五五条の規定を通じて、一九四六年憲法第二六条との一定の連続性を確保している。「適法に批准されまたは承認された条約もしくは協定は、他方当事国による各条約もしくは各協定の施行を留保条件として、公示後直ちに、法律の権威に優越する権威をもつ」。この定式化は、たとえその本質が同じものであるとしても、多少異なっている。相互主義の規範の付加は一九四六年憲法第二六条には存在していなかったが、その前文第一五項（「相互主義の留保のもとに……」）は、既にそのことに言及していた。一九五八年憲法第五五条が共同体法の優位を確保することを可能にすることとなることはいうまでもない。フランスの裁判所は、共同体法の独創性にもかかわらず、国際法と同じように共同体法を理解している。とりわけ、憲法院は、派生法に、その規範は適法に批准されまたは承認された条約もしくは協定ではないが、法律の権威に優越する権威を認めた（憲法院一九七七年一二月三〇日第七七―八九号判決）。

他の諸規定は、完全に革新的なものである。レフェレンダムに関する第一一条についても、事情は同じである。非常にド・ゴール流の、その半直接民主制の技術は、一般的な利用を許しておらず、限定列挙された三つの領域にのみ適用される。それらの領域の中の一つが、ここでの問題に密接に関連している。レフェレンダムは、「憲法には反しないが諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約の批准を承認することを目的とする」すべての法律案を対象としうる。そのレフェレンダムの目的が言及されたとき、欧州防衛共同体についての論争の記憶が、いちだんと強く脳裏にあった。その問題に関してすべての――またはほとんどの――党派が分裂しており、人民の直接の介入が解決法でありえた。そ

れゆえ、非常に明確にヨーロッパの諸条約のことが念頭に置かれたのである。そして、第一一条は数多く――七回――適用されたが、二回はヨーロッパに関係している。一九七二年四月二三日のレフェレンダムは、イギリス、デンマーク、アイルランド、ノルウェーの欧州共同体への加入条約の批准を承認し、一九九二年九月二〇日のそれは――僅差で――欧州連合条約（マーストリヒト条約）の批准を承認した。

憲法第五四条は、前述の第五五条とは多少異なる。その目的は、国内規範に対する国際条約の優位の保障ではなく、条約と憲法との衝突を回避することである。「共和国大統領、首相、両議院のいずれか一方の議長、または六〇人の国民議会議員もしくは六〇人の元老院議員による提訴を受けた憲法院が、国際約束に憲法に違反する条項が含まれることを宣言した場合には、憲法改正の後でなければ、当該国際約束の批准または承認をなしえない」。二つの規範の共存はありえない。憲法が勝利して、それで条約を批准できない場合か、条約が勝利して、しかしそこで憲法改正が条件となる場合かである。

その第五四条は、一九九二年に、マーストリヒト改正（提訴権が国会議員に拡大された）のときに修正されたのであるが、同条は五回利用されてきており、そのうち四回は欧州共同体に関する問題についてであった。それは、欧州議会の予算権限および欧州共同体の固有の財源に関する一九七〇年六月一九日第七〇―三九号判決、欧州議会の直接普通選挙に関する一九七六年一二月二九日＝三〇日第七六―七一号判決、マーストリヒト条約に関する一九九二年四月九日第九二―三〇八号判決、憲法改正の後には、マーストリヒト条約に関する一九九二年九月二日第九二―三一二号判決をもたらした。五回目の適用は、死刑廃止に関する、欧州人権条約第六追加議定書に関するものであった（一九八五年五月二二日第八五―一八八号判決）。

欧州共同体と調和するフランス憲法の重要な原理を引き出し、明確にしたのは、第五四条である。

しかし、一九五八年憲法における新たな制度がその創設者の掌中にあったとしたら、ヨーロッパの問題は、憲法から無視されたままでありえたのである。

(2) 憲法院の役割の拡大

フランスの歴史においてはじめての、本当の意味での法律の合憲性審査制度の設置は、明確な目的に従っていた。すなわち、議会の役割を限定することである。いかなる場合でも、憲法院が執行府を妨げることは想定されていなかった。このことは、憲法院に提訴することができる者の数の制限から明らかになる。提訴権者は、当初、四人でしかなかった。すなわち、共和国大統領、首相、両議院の議長である。提訴権を六〇人の議員に拡大する一九七四年の憲法改正は、憲法院の役割を大きく変えてゆくこととなる。というのも、今後は、反対派が憲法院に訴えることができるからである。もはやいかなる重要法律も、憲法院の審査を逃れることはできないであろう。

憲法院は、第五四条に基づいて、条約に関して判決を下すことになっている。しかし、おそらく、極めて紛争的な場合が問題になるであろう。合憲判決を拠りどころとし、そしてそのようにして反対派からの非難を未然に防ごうと試みるためであれ——反対派は多数派自体の中に存在しうるので……——(これは、首相が議会の反乱に対処するために憲法院に提訴した一九七〇年の事例、はじめて共和国大統領が憲法院に提訴した一九七六年の事例、および同じく大統領の提訴に関する一九八五年の事例である)、一九九二年のように憲法院によって採り上げられた憲法上の論点にのみ議論を限定しようと試みるためであれ、議員による一九九二年の二回目の提訴のときのような「最後の抵抗」(baroud d'honneur)のためであれ、この枠組における憲法院への提訴の背後には、常に政治的理由が存在する。ヨーロッパ建

設のすべての段階が、憲法院の審査に服してきたわけではない。とりわけ、一九八六年の単一欧州議定書の場合がそうである。コアビタシオン（保革共存）の時代は、この点については、議員の提訴を引き起こさないようなコンセンサスを生み出した。単一欧州議定書がそのような審査において合憲となったとは限らないから、審査がなされなかったことは遺憾である。

しかし、憲法院は、第六一条第二項に基づいて条約を審査することもできる。そこでは、憲法院による通常の法律の審査が問題になる。この規定は、六〇人の議員が第五四条に基づいて条約について提訴することを可能にした一九九二年の改正以前は、非常に大きな利益を有していた。一九九二年までは、議員は、議会による条約の審査以前に条約に関して憲法院に提訴することはできなかったが、批准を承認する法律を介して第六一条第二項に基づいて提訴を行うことができた。一九七六年一二月二九―三〇日の判決は、そのような方法の可能性を残していたが、しかしその方法は、もし憲法院の審査が厳密な意味における法律に対してのみ行われ、条約に対しては行われないならば、何らの利益もなくなるおそれのあるものであった。仏独司法共助条約に関する憲法院一九八〇年七月一七日第八〇―一六六号判決において、憲法院は、批准を承認する法律の審査という形をとる限りにおいて、条約に関するその審査権を行使した。この技術は、一九九〇年のシェンゲン条約に関して、欧州共同体の領域において適用された（憲法院一九九一年七月二五日第九一―二九四号判決）。

結局、共同体法は、共同体法または欧州連合の構成国間で締結された国際約束を実施する法律の審査のときに、検討されうる。シェンゲン条約およびダブリン条約に依拠することによる、出入国管理に関する一九九三年八月一三日の判決は、その極めて明白な例であった。

第二章　憲法によって掌握された欧州連合

今日では欧州連合はフランス憲法と直面させられており、そして、欧州共同体と調和するフランス法という憲法原理を明確にし（A）、フランス憲法典の修正を義務づけている（B）のは、明らかに憲法院である。

A　共同体法に直面した憲法

ヨーロッパの建設がフランス憲法の下で合憲となる基準は、一九七〇年以降は、主として欧州共同体条約の一定の発展を審査するときに、第五四条の枠内で設定された。しかしながら、憲法院が欧州連合の特殊性を認めたわけではなかった。

一九七〇年に、欧州議会の予算権限の拡大および欧州共同体の固有の財源に関する決定に関して首相による提訴がなされ、憲法院は、国際約束は「その性質によっても、その重要性によっても、国家主権行使の本質的要件を」侵害しえないと判断し、その第一の判決において合憲と結論づけた（憲法院一九七〇年六月一九日第七〇－三九号判決）。

第五四条に基づく憲法院の第二の介入は、政治的にも法的にも、より大きな反響をもたらした。欧州議会の直接普通選挙の原理は、はじめからローマ条約第一三八条[10]に記されていた。一九七六年九月二〇日の決定によって、閣僚理事会はその実施を決定した。この問題は、右翼（ジスカールデスタン派はこれに好意的であり、ドゴール派はこれに反対であった）を、左翼（社会党はこれを支持しており、共産党はこれを拒否していた）と同様に分裂させた。フランス議会がその決定を批准することを拒否する危険は大きかった。このとき、欧州共同体の決定のフランス憲法との適合性に関

する判断を憲法院に要求することを決定したのは、共和国大統領自身である――そのときまで、第五四条に基づいてでも、通常の法律についての第六一条に基づいてでも、大統領が憲法院に提訴したことはなかったので、これは革新的なことであった――。欧州共同体の決定は合憲であると宣言されたので、共和国大統領は憲法院が引き出した解決法に満足したであろうと考えられるとしても、憲法院の解決法は、後のすべての発展を妨げかねない限界を設定した。憲法院判決（一九七六年一二月二九―三〇日第七六―七一号判決）は、外見上は、一九七〇年の判決から離れたように見える。国家主権行使の本質的要件の尊重は繰り返されておらず、可能な主権の制限（limitations de souveraineté）と憲法改正を必要とする主権の移譲（transferts de souveraineté）との区別がなされている。しかし実際には断絶は存在しておらず、このような態度をとった理由は、憲法院に提起されている固有の問題、すなわち権限移譲の危険の問題のほかには考えられない。憲法院は、憲法前文は主権の制限を許容していると考えている。「相互主義の留保のもとに、フランスは、平和の組織と擁護のために必要な主権の制限に同意する」。しかし憲法院は、「憲法的性質を有するいかなる規定も、何らかの国際組織への、国家主権の全部または一部の移譲を許容しない」と指摘している。これによって、合憲として認めることができるか否かは、主権の移譲／制限の区別に結びつけられることになるのであろうか。

一九七〇年の判例は放棄されたのであろうか。そうとは思えない。というのは、翌年には既に、国家主権行使の本質的要件の尊重が、第六一条に基づいて提訴された、欧州共同体の租税に関する憲法院一九七七年一二月三〇日第七七―九〇号判決において再確認されているからである。

このような考え方は、一九八五年に、ミッテラン大統領が憲法院に死刑廃止に関する欧州人権条約第六追加議定書について提訴したときに展開され、明確にされた。憲法院は、審査された法文が主権の移譲を前提としていないことのみを理由に、明示的に一九七〇年の定式化に戻っている。主権行使の本質的要件は、共和国の制度の尊重、国家生活の連

続性、ならびに市民の権利および自由の保護を保障する国家の義務を含む。死刑の廃止がこれらの要件を侵害しえないことはいうまでもないことであり、憲法院が承認しているのもこのことである（憲法院一九八五年五月二二日第八五―一八八号判決）。

そこで、判例は十分固まったものと解される。実際には欧州共同体構成国国民にしか門戸を開いていない、外国人の公務への就任に関する法律を審査したとき（憲法院一九九一年七月二三日第九一―二九三号判決）に、憲法院は、とりわけ公務就任の制限を理由として、その法律が「国家主権行使の本質的要件へのあらゆる侵害」を排除しているとした。確かに、開かれた公務は、欧州共同体構成国国民は「国家またはその他の地方公共団体の公権力の特権の行使への、直接または間接の関与を必要とする」公務に就くことはできないので、「主権の行使から切り離すことができ」る。再度このように確認されたということは、一九七六年の判決との断絶を意味するのであろうか。それは疑わしい。というのは、一九七六年になされた区別は、一九七〇年の判断と両立しえないものではないからである。一九七六年の区別は、一九七〇年の判断に含まれている。二日後にシェンゲン条約を審査したときに、憲法院は、シェンゲン条約が権限の移譲の問題を提起しているので、「主権の移譲／制限の区別」と「国家主権行使の本質的要件の尊重」という、この二つの公式を用いている。

欧州連合条約に関する判決は、さらなる光明をもたらすであろう。一九七六年に合憲判決が実際にはヨーロッパの建設の発展を限定しようとしたのに対して、マーストリヒト条約をいくつかの点に関してフランス憲法と適合しえないと考えている一九九二年の判決は、逆説的に、より好意的であるように見える。

まずはじめに、憲法院が一元論の原則を確認しているということを強調しなければならない。「一九五八年憲法が参照するところの、一九四六年憲法前文第一四項が、フランス共和国は『国際公法の諸規則を遵守する』と宣言している

ことに鑑みて、国際公法の諸規則の中に合意は守られねばならないという規範が存在し、それは、発効しているあらゆる条約がその締約国を拘束し、かつ締約国によって誠実に実施されねばならないということを意味することに鑑みて、さらに憲法第五五条が『適法に批准されまたは承認された条約もしくは協定は、他方当事国による各条約もしくは各協定の施行を留保条件として、公示後直ちに、法律の権威に優越する権威をもつ』と規定していることに鑑みて」である。

次に、憲法院は、国際約束のフランス憲法との適合性の限界を定めている。「国際約束……が憲法に反する条項を含む場合、または国家主権行使の本質的要件を侵害する場合、それを批准することの承認は憲法改正を必要とする」のである。

したがって、条約は二つの場合に憲法に違反することがある。すなわち、憲法に反する規定を含んでいる場合、および国家主権行使の本質的要件を侵害する場合である。ここで、マーストリヒト条約は、両方の場合に該当する。憲法院は、憲法改正を根拠づける三つの問題を指摘している。まずはじめに、欧州共同体構成国国民の市町村議会選挙での投票は、「憲法に違反する条項」であり、とりわけ第三条（選挙）および第二四条（元老院議員の選挙）に違反すると考えられる。つづいて、憲法院は、二つの点が「国家主権行使の本質的要件」を侵害すると考えている。一つは、「問題となっている国家主権行使の本質的要件である領域において」固有の権限を国家から奪っている、共通通貨政策および共通為替政策の確立である。もう一つは、同じ分析が、人の入国および往来に関する措置についても妥当することである。マーストリヒト条約は、一九九六年一月一日以降はビザを必要とする第三国を決定することがもはや全構成国の一致ではなされなくなるということを予定している。それゆえ、憲法院にとっては、一九九六年一月一日までは国家主権行使の本質的要件は侵害されないということになる。というのは、全構成国の一致で決定されるならば、その第三国の決定はある国家の意思に反するものとはなりえないからである。これに反して、一九九六年一月一日以降は、もはや同

じではない。というのは、特定多数決[11]こそが規範であるからである。このことにより、フランスは、全会一致の規範が可能にしていた拒否権を失うことになるであろう。

一九七六年の判決と一九九二年の欧州連合条約に関する判決との間に断絶は存在しないはずである。とりわけ、経済通貨同盟は主権の移譲をもたらすが、このことは、国家主権の本質的要件を侵害すると分析されねばならない。同様の分析は、ビザについても妥当する。

一九九二年四月九日判決の結果、憲法改正が必要であった。憲法改正は、一九九二年六月二五日の憲法的法律によって行われた。修正された憲法規定の中には、今後は六〇人の議員に条約に関して予防的に憲法院に提訴することを許容する、第五四条も入っていた。当時元老院議員であったM・パスクワ氏の率いるマーストリヒト条約反対派は、憲法院に、マーストリヒト条約の、改正後の憲法との適合性を審査することを求めた。下された判決は、合憲判決であったが、一方では、「適切であると評価する形において、憲法的価値を有する規定を自由に廃止し、修正し、または補完することができる」ということについて、憲法改正に関する憲法規定の尊重という留保の下に、憲法制定権力の至高性を確認している。このようにしてあらゆる超憲法的性格の概念を拒否しながら、憲法制定権力が同意するならば、フランス憲法の、欧州共同体の発展へのあらゆる適応は許容されるものとなるのである。他方で、本判決は、マーストリヒト条約が改正後の憲法に違反する条項を含んでいるか否か――それはもはやこの事案ではないが――、または、マーストリヒト条約が主権行使の本質的要件を侵害しているか否か、を審査している。この第二の点に関して、憲法院は否定的解答をすることはできない。しかし、憲法院は、憲法制定権力は至高であり、また、新しい第八八条の二および第八八条の三という規定は、ビザの領域におけるのと同様に、「条約によって設立された経済通貨同盟へのフランスの統合に関する、憲法的次元の障害を取り除く」という効果を有すると考えている。

レフェレンダムに付された、マーストリヒト条約の批准を承認する法律の採択の後に、マーストリヒト条約に関する三度目の提訴を受けて、憲法院は、その種の法律に関する憲法院の判例に従って、その訴えを受理できないと宣言することとなる。

欧州共同体と調和するフランス憲法の確定に関する判例は、そこで十分固まったものと考えられる。憲法院判例は、憲法改正を義務づけることによって、憲法法文のまさにその核心に欧州連合を浸透させることとなったのである。

B　共同体法によって変化を遂げた憲法

二つの憲法改正が、欧州共同体の国際約束の実施を可能にするために行われた。一九九二年の改正は、マーストリヒト条約の実施を容易にし、一九九三年の改正は、シェンゲン条約の実施をもたらした。

(1)　マーストリヒト改正

この改正は、多くの点について曖昧である。第八九条が要求する特別多数を集めるために、政府は、コンセンサスを望んだ。その結果、マーストリヒト条約のみに限定した弱気な改正が行われた。他方で、国会議員は、この改正の機会――稀な機会――を、マーストリヒト条約と関係のない点に関する修正を勝ちとるために、とりわけ、欧州連合およびブリュッセルによって強いられうるあらゆる発展に関する国会議員の疑念を表明するために利用した。

(a) 憲法のマーストリヒト条約への適応

一九九二年の改正は幸運ではなかった。憲法院の判決に逐一、しかし限定的に応えようとしたことによって、一九九二年改正は、欧州連合の以後のあらゆる変化のための新たな改正を拘束するであろう。憲法院が、一九七六年当時よりも開かれているように考えられるとすれば、閉ざされているのは議会自身である。政府の慎重さは、それに大いに関係がある。というのは、首相は、「条約、すべて条約のみ、ただ条約だけ」として、条約に結びついた改正しか望んでいなかったからである。フランス憲法は、「欧州共同体および欧州連合」と重々しく構成された第一五章によって、豊かに――あるいは飽和状態に――なったのである。この章は、四つの条文を含んでいる。すなわち、今日姿を消した、フランス＝アフリカの共同体に関する「提携協定」という第一三章の単一規定である第八八条に続く、第八八条の一、第八八条の二、第八八条の三、第八八条の四である。

確かに、憲法の解釈が容易になったわけではない。しかし、とりわけ、より根本的なやり方でヨーロッパ建設の問題を解決しようとしたのではなく、むしろ欧州連合条約だけを対象とする規定を採り入れたということについて、憲法制定者を批判することができる。ここで、オランダがモデルになりえたであろう。オランダ議会（一九八三年憲法第八一条第三項）は、「憲法に抵触する、または憲法に抵触する内容を義務づける」規定を含む条約に、その同意を、三分の二の多数によって、与えることができるのである。

第八八条の一は、欧州連合条約を合憲とするために不可欠なものではなく、議会の修正の結果生まれたものである。第八八条の一は、「国家による権限の共同の行使」（B. Genevois）と考えることによって、欧州共同体および欧州連合の発展を減速しようとする哲学を示す。「共和国は、設立条約に従い、一定の権限を共同して行使することを自由に選

択した諸国によって構成される、欧州共同体および欧州連合に加盟する」。ここに、欧州共同体および欧州連合の「連邦制的分析」よりも、その「政府間主義的分析」が存在している（J. Rideau）。しかしながら、法的分析よりも政治的宣言に属する、このような規定の実際の射程が、いかなるものでありうるかが問題となりうる。

第八八条の二および三のみが、一九九二年四月九日判決の結果欠くことのできない条項である。第八八条の二は、憲法院が国家主権行使の本質的要件の侵害であると考えた二つの問題、すなわち、経済通貨同盟およびビザの問題を扱っている。憲法制定者が問題を解決するのは、マーストリヒト条約への厳密な言及によってである。「相互主義の留保のもとに、かつ、一九九二年二月七日に署名された欧州連合条約に定められた方式に従って、フランスは、欧州経済通貨同盟の確立、および欧州共同体構成国の外囲国境の通過に関する規則の決定に必要な権限を移譲することに同意する」。

このマーストリヒト条約への言及は、多くの困難を生み出しうるような、いくつかの結果をもたらしている。まずはじめに、それは、マーストリヒト条約の憲法化、より正確には、マーストリヒト条約に超立法的性格の付与をもたらした（H. S. Renoux, M. de Villiers）。フランス銀行法に関する憲法院一九九三年八月三日第九三―三二四号判決から生じたものが、それである。「一九九二年二月七日に署名された欧州連合条約に定められた方式」に厳密に言及しているため、欧州連合条約が修正されたならば違憲の状況が再生する、ということが考えられる。ところで、このような修正が排除されないことは確かである。というのは、マーストリヒト条約第N条第二項は、「改正が予定されている規定」を検討するために、一九九六年に「各国政府の代表者会議」を予定しているからである。フランスによる批准を前提とする、したがって、その批准を承認する法律を前提とするこのような改正がもし行われるならば、改正後の条約が憲法の規定に反し、かつ「国家主権行使の本質的要件」を侵害していると憲法院に宣言させるために憲法院に提訴する六〇人の議員は、容易に集まると考えられる。

第八八条の三は、欧州共同体構成国国民の市町村議会選挙での投票、および被選挙資格の問題に当てられている。第八八条の三においてもなお支配的であるのは、非常に限定的な理解である。マーストリヒト・サミットの一ヵ月前に欧州審議会[12]が外国人の投票に関する条約を採択したことを考えると、すべての外国人についてこのような可能性を検討することは容易であったかもしれない。もしフランスが欧州審議会のこの条約を批准することを望むならば、新たな憲法改正が必要であろう。というのは、第八八条の三は、市町村議会に対する投票および被選挙資格を、欧州共同体構成国国民にのみ付与しているからである。「相互主義の留保のもとに、かつ、一九九二年二月七日に署名された欧州連合条約に定められた方式に従って、市町村議会選挙の選挙権は、フランスに居住する連合市民にのみ付与することができる」。マーストリヒト条約への明示的な言及および「連合市民にのみ」という公式は、この限定的な性格を十分に明らかにしている。第八八条の三は、さらに、ローマ条約の新しい第八B条[13]に反しないとしても、その精神とは異なる重要な制限を含んでいる。欧州共同体構成国国民は、市町村長にも助役にもなることはできず、元老院議員の選挙人の指名および元老院議員の選挙にも関与することができない。そこに、欧州共同体構成国国民を二流の市町村議会議員にする差別が存在している。

ヨーロッパ建設の効果を制限するために憲法改正を利用しながら、議会が受け入れたと思われるものは、実のところ、不承不承の改正なのである。

(b) 反ヨーロッパ的改正

一九九二年の改正は、欧州連合に対するある種のナショナリズムと、同時に、既に十分に弱体化した政府に対するあ

る種の底意とを示しつつ、憲法の他の多くの条項を対象としていた。

――行われた改正の中では、海外領土の地位は組織法律[14]によって定められるということを憲法制定者が義務づけることとなる、海外領土に関する第七四条に言及しうるのみである。この改革は悪いことではないが、しかし、それは、マーストリヒト条約とはいかなる関係も有しないし、また、一種の「憲法へのただ乗り」(cavalier constitutionnel)となっている。

――他の修正は、このようなヨーロッパに対する疑念の精神をよりよく例証している。

第二条には、「共和国の言語はフランス語である」と規定する一項が追加された。フランスにおいてフランス語を英語の侵入から保護すると同時に、フランスの外にもフランス語を広めるという意思は、そのための法律(Bas 法、Toubon 法)の可決によって表明されている。ここで、英語が支配的な言語になる傾向があるヨーロッパに対する懸念が問題になる。そして、このことは、言語の平等という原則が、一一の公用語がありながら、法の分野のようないくつかの領域を除いては、単一の言語が他のすべての言語を吸収するに至るという結果を招いているだけに、ますます問題である。

今後六〇人の国民議会議員または元老院議員に条約の憲法への適合性について憲法院に提訴することを認める、第五四条の修正については、既に述べたところである。一九七四年に提訴権を両院議員に拡大したときには、提訴権は、通常の法律についてしか拡大されなかった(憲法第六一条第二項)。そこで、両院議員について、国際約束に関するその審査を、とりわけヨーロッパの領域において拡大することが問題になる。両院議員は批准を承認する法律を常に憲法院に提訴することができるので、この改革は根本的なものではないことは既に述べた通りである。しかしながら、このような可能性は、批准を承認する法律が議会によって可決された場合にしか生じない。レフェレンダムによる採択の場合

には、これは作用しえない。このようにして、一九九二年九月二〇日のマーストリヒト条約についての事例がそうであったように、レフェレンダムに委ねられた条約の批准の承認の場合には、今回起草されたような第五四条は、その重要性を完全に取り戻すのである。

第八八条の一もまた、たとえ一般的な理念の次元からの観察にとどまるとしても、ヨーロッパ統合に対する不信のしるしであったということは見てきた通りである。

市町村議会選挙に対する欧州共同体構成国国民の投票およびその被選挙資格に関する第八八条の三は、前述のように、同様の不信によって特色づけられている。元老院議員は、一種の取引によって、元老院議員の特権を増大させることに成功した。というのは、今後は、第八八条の三の適用条件は、両議院が同一の文言で可決した組織法律の対象となるからである。鎖錠は、とくに厳重である。一方では、組織法律は憲法院によって自動的に審査される。したがって、実施規定を通じて方向が変わるというような、いかなる危険も存在しないと考えられる。他方で、元老院議員は、この組織法律に反対することができるであろう。というのも、両議院の間の不一致の場合、政府は、国民議会に、その構成員の絶対多数によって単独で法律を可決することを要求しうるからである。今日まで、元老院の同意は、元老院に関する組織法律についてしか必要ではなかったのである。このようにして元老院は、その特権を増大させてもう一つの例外をもたらすために、憲法改正を利用することができた。このような考慮は、元老院が共和国の地方公共団体を代表している（憲法第二四条）ということ、および、元老院は市町村議会選挙の様式に無関心でいることはできないということによっても説明できる。

最後に、第八八条の四もまた、欧州連合の発展をよりよくコントロールするという議会の意思の例証である。欧州連合の立法者は、本質的に閣僚理事会である。欧州連合の閣僚理事会は、フランスの法律に反するような規則または指令

の採択に至ることがある。その場合、フランス議会はその権限を剝奪されることになる。第八八条の四は、立法の性質をもつ規定を含む欧州共同体綱領案を議会に提案することを政府に義務づけている。議会は、このようにして、監督権を維持することができるのである。三三年後の、憲法院に対する巻き返しである。第八八条の四は、各議院の規則によって定められた方式に従って可決された決議の技術を、再び導入している。一九五九年に両議院の規則にこの方式を導入したとき、国会は、その規定を憲法院によって無効にされるということを経験していたのである（憲法院一九五九年五月一七日、一八日および二四日第二号判決、ならびに、憲法院一九五九年六月二四日および二五日第三号判決）。

議会が、欧州共同体の閣僚理事会において代表となる政府に対して、取るべき態度を命じようとしたことは確かである。しかし、もちろん不信任案を除いて、議会の意思を尊重しないことの制裁として何があるであろうか。

そこには、議会の権限の挽回という意思が存在するが、議会は、一三番目の宣言が「欧州連合の活動への、各国議会のより広い参加を奨励することが重要である」と規定しているところのマーストリヒト条約を実施させるしかないのである。

(2)　シェンゲン改正

シェンゲン条約は、フランスとドイツのイニシアティヴから生まれ、極めて迅速にベネルクス諸国に拡大され、つづいて、イタリア、スペイン、ポルトガル、およびギリシアがその最初の核に参加したものである。一九八五年六月一四日の最初の条約は、一九九〇年六月一九日に実施条約によって補完された。シェンゲン条約の全体は、若干の困難があって、一九九五年三月二六日まで実施が延期されていた。シェンゲン条約の目的は、加盟国国境での税関および警察の

コントロールを廃止し、それらのコントロールをシェンゲン条約国の外囲国境に移すことによって、欧州連合の内部に国境のない空間を創設することである。第三国の国籍保持者は、締約国のうちの一カ国の領域に正規に入国したならば、その後は自由に他の締約国の領域を移動できる。入国者の唯一の義務は、三日の期間内にその入国を当局に通知することである。この新たな領域が不法入国者を助長することを避けるために、さまざまな付随措置が採られており、とりわけ、シェンゲン情報システム（Système Information Schengen）が設置され、大規模なコンピュータがストラスブールに設置され、受け入れることのできない外国人に関する情報を収集している。シェンゲン条約は、庇護申請者に関する規定も含んでいる。庇護申請者は、一つの国家にしか、その申請を提出することができない。ある締約国での審査の後にその申請が拒否された場合には、他の締約国は、そのような申請の取扱を保障することはできない。ここで追求された目的は、すべての国家に次々に申請する「庇護国漁り」（demandeurs sur orbite）、そしてそのような状況からもたらされる数多くの困難をなくすことである。この原則は、庇護申請審査の責任を有する国家の決定に関する、一二カ国が署名した一九九〇年六月一四日のダブリン条約によっても同様に実施された。

シェンゲン条約は、憲法第六一条の枠組の中で憲法院による審査の対象となり、そして、合憲判決が下された。この判決の論理構成は、「第三号の規定にもかかわらず、すべての締約国は、たとえ現行条約の意味での責任が他の締約国に課せられているとしても、とりわけ国内法に基づく固有の理由により、庇護申請の取扱を保障する権利を保持する」と規定している、条約の第二九条第四号に立脚していた。その論理構成は、条約を憲法と完全に合致させることを望むものであった。というのは、このような条項が、その起草者の意図においては、非常に例外的にしか適用されるべきではないということは、明らかであるからである。

移民の抑制、ならびに外国人の入国、受入れ、および滞在の条件に関する一九九三年の法律の審査は、重大な憲法的

紛争となった。この非常に重要な法律は、なかんずく、庇護申請者の審査を扱い、また、とりわけ、申請がダブリン条約およびシェンゲン条約によって他国の管轄である場合の、庇護申請者の滞在許可の拒否についての知事の権限を規定していた。憲法院は、一九九三年八月一三日の判決において、一九四六年憲法前文第四項によって確認された庇護を受ける権利に非常に大きな射程を与えている。一九四六年憲法前文第四項は、「自由のための活動を理由として迫害を受けた者はすべて、共和国の領土内で庇護を受ける権利をもつ」と規定している。憲法院にとって、庇護申請審査が拒否される可能性があること、とりわけ庇護申請が「一九九〇年六月一五日のダブリン条約……または一九九〇年六月一九日にシェンゲンで署名された条約の第Ⅶ部第Ⅱ章の条項の適用される他国の権限に属するときに」、庇護申請者がフランス難民及び無国籍者保護事務所（Office Français pour la Protection des Réfugiés et Apatrides）に提訴できないという事実は、「庇護を受ける権利の尊重」という憲法的価値の原則を無視するものなのである。

それでは、シェンゲン判例との断絶が問題となるであろうか。そうとは思えない。というのは、憲法院は、一九九一年七月二五日の判決に触れているからである。一九九一年判決において、憲法院は、「国際条約によって庇護申請の取扱に責任を有する他国の決定は、その条約が、そのような決定がなされた場合でもフランスの国内法に固有の規定を適用して庇護申請の取扱を保障するフランスの権利を留保しているときにのみ容認しうる」ということを指摘した。憲法院に対しては、「合憲限定解釈」（stricte réserve d'interprétation）が、庇護申請者を自己の事例において決定が下されるまでは一時的な滞在許可の対象とするよう義務づけているのである。

したがって、憲法院判決は、シェンゲン条約を再び問題とした。というのは、シェンゲン条約について、例外と考えられたことが原則になったからである。一九九一年には合憲であると信じていたようであった憲法院は、合憲性が維持されることを望むならばシェンゲン条約の意味は完全にないがしろにされる、ということを非常に明瞭に示した。政府

が、是非ともシェンゲン条約が実施されることを望むならば、そのときには、憲法を改正しなければならなかった。共和国大統領と首相との間の対立の結果として、首相はこの問題に関してのコンセイユ・デタの意見を請求し、コンセイユ・デタは九月二三日に、「憲法的法律のみが、フランスに」、シェンゲン条約に従って他国の責任に属する庇護申請の審査を「免除することができる」と回答した。

それゆえ、憲法は、第五三条の一を挿入する一九九三年一一月二五日の憲法的法律によって改正された。その第一項は、「共和国は、庇護および人権と基本的自由の保護に関して、共和国と同一の国際約束に拘束されている欧州諸国との間で、各国に対して表明される庇護申請の審査に関する相互の権限を定める協定を締結することができる」ということを明らかにして、シェンゲン条約およびダブリン条約の実施を認めるに至っている。第二項は、「自由のための行動を理由として迫害され」――一九四六年憲法の前文を引用するものである――、「あるいは、その他の理由でフランスの保護を希求するすべての外国人」――これは前述の前文をさらに押し進めるものである――に庇護を受ける権利を認める可能性を維持しながら、第一項の射程を限定している。しかしながら、これは義務ではなく可能性であるということが強調されるべきである。

憲法は、ますます欧州連合に関する問題とかかわりをもつことになると考えられる。たとえ直接普通選挙による共和国大統領の選出に関する一九六二年の改正のような根本的な改正を経験してきたとしても、現行憲法の条文は、比較的安定性のある状態にあった。ここ数年来、改革熱が、執行府および立法府をとらえている。彼らが一定の修正を行いたいと望んでいることは確かである。しかし、執行府および立法府は、欧州連合によって、それ以外の修正を行うことを強いられてきた。このような現象は、一九九三年の改正で終わったのではないと考えられる。今月、議会は、新たな国家元首が求める改革を検討することになっている。しかし、マーストリヒト条約の規定する一九九六年の会議が成果を

あげれば、新たな憲法改正がもたらされると考えられる。おそらく、それは、フランス憲法における欧州連合に関する規定に多少の一貫性をもたらすことを試みる機会になるであろう。フランスでは、今年、ポワチエ大学法学部の最も著名な学生であった、ルネ・デカルトの生誕四〇〇年が祝われる。したがって、ここで一度、デカルト主義者たることを試みてみよう。

〔訳註〕

（1）当時のフランス外相ロベール・シューマンが一九五〇年五月九日に明らかにしたもので、仏独対立の火種であった両国の石炭・鉄鋼産業の共同管理を提唱するものであり、シューマン・プランとも呼ばれるその内容は、後に欧州石炭鉄鋼共同体として実現された。

（2）当時のフランス計画庁長官で、シューマン・プランの立案者。後に欧州石炭鉄鋼共同体最高機関の初代議長となった。その功績から、「ヨーロッパの父」とも呼ばれる。

（3）「欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約」、「欧州原子力共同体を設立する条約」、および「欧州経済共同体を設立する条約」（現在は、マーストリヒト条約によって、「欧州共同体を設立する条約」と改称されている）を指す。「基本条約」とも呼ばれる。

（4）「三共同体の単一理事会及び単一委員会設立条約」のこと。これによって、それまで欧州石炭鉄鋼共同体、欧州原子力共同体、および欧州経済共同体がそれぞれ個別に有していた機関が併合されることとなった（三共同体自体が合併したわけではない）。

（5）マーストリヒト条約以前の欧州共同体を指す。

（6）本稿では、droit communautaire は、そのまま、「共同体法」と訳すこととした。いわゆるＥＣ法のことである。

（7）コンセイユ・デタは、一九八九年のいわゆるニコロ判決（C. E. 20 octobre 1989, Nicolo, Rec. p.190）まで、条約が常に

法律に優先して適用されるということを認めなかった。

(8) 欧州共同体には権利章典が存在していなかったため、構成国の憲法裁判所によって、共同体法に対する合憲性審査権を留保する旨の判断が示されることがあった。そのような批判に応えるため、欧州共同体裁判所は欧州人権条約を判断のガイドラインとして用いるようになるのであるが、その嚆矢となったのが、一九七四年五月一四日の判決である。フランスが一九五〇年に署名して以来未批准であった欧州人権条約を批准したのは、その直前の五月三日であった。同判決は、「構成国が作成に関与した、または構成国が署名国となっている、人権保護のための国際条約も、共同体法の枠内において斟酌されるべきガイドラインを提供しうる」と判示しているが、「署名」となっているのは、フランスに配慮したためであるともいわれている。

(9) 「欧州経済共同体を設立する条約」のこと。

(10) 第一三八条第三項第一文は、「欧州議会は、すべての構成国において一律の手続に従う直接普通選挙が行われるように草案を作成する」と規定している。

(11) 欧州共同体を設立する条約第一四八条第二項に定められた多数決方式。閣僚理事会において、全会一致方式に代えて、その適用範囲が拡大されてきている。各構成国ごとに定められた加重投票数の特別多数によらねば採択されないため、仏独伊英の四大国のみでも、それ以外のすべての構成国のみでも、意思決定を行うことは不可能である。

(12) 一九四九年に設立されたConseil de l'Europeのこと。欧州連合の機関である欧州理事会（Conseil européen）とは全く別個の機関である。

(13) マーストリヒト条約によって改正されたローマ条約（欧州共同体を設立する条約）の第八B条第一項は、「構成国の域内に居住する連合市民は、その居住国の国民でなくとも、自己が居住する構成国の地方自治体選挙において、その国の国民と同一の条件のもとに選挙権及び被選挙権を有する。……」と規定している。

(14) 組織法律の採決手続については、第五共和制憲法第四六条が次のように定めている。

第四六条

① 憲法によって組織法律の性格を付与された法律は、次の条件にしたがって表決され、また、修正される。

② 政府提出法案または議員提出法案は、その提出から一五日の期間の満了後でなければ、最初に付託された議院の審

議および表決に付されない。

③ 第四五条の手続は〔この場合にも〕適用される。ただし、両議院の一致を欠く場合には、成案は、国民議会の最終の読会において、その構成員の絶対多数によってしか採択されない。

④ 元老院に関する組織法律は、両議院によって、同一の文言で表決されなければならない。

⑤ 組織法律は、憲法院によって憲法適合性について宣言がなされた後でなければ審署されない。

※なお、フランス憲法の条文の邦訳については、樋口陽一＝吉田善明編『解説世界憲法集』〔第三版〕（三省堂・一九九四年）二二九頁以下〔辻村みよ子訳〕および福井勇二郎訳／野田良之校訂『フランス共和國憲法』（有斐閣・一九五八年）を、国際文書の邦訳については、山本草二編集代表『国際条約集』（有斐閣・一九九五年）を、基本的に参考とした。また、邦語の参考文献としては以下のものがある。

- 大河原良夫「フランス憲法院と条約」東京都立大学法学会雑誌三四巻一号（一九九三年）二二一頁以下
- 大藤（原岡）紀子「フランスにおける批准前の条約の合憲性審査について(1)(2)」一橋研究一八巻二号（一九九三年）七一頁以下／四号（一九九四年）八九頁以下
- 小原清信「マーストリヒト条約及び憲法改正の問題と憲法院判決――一九九二年の二つの憲法院判決を素材として――」久留米大学法学一六＝一七号（一九九三年）一五三頁以下
- ジェラール・コナック（辻村みよ子訳）「マーストリヒト条約とフランス憲法（上）（下）」ジュリスト一〇四五号（一九九四年）九三頁以下／一〇四七号（一九九四年）五九頁以下
- 建石真公子「憲法ブロックとマーストリヒト条約――改正後の憲法に対するマーストリヒト条約の違憲審査に関するフランス憲法院一九九二年九月二日判決について――」法の科学二一号（一九九三年）一七七頁以下
- 建石真公子「フランスにおける市町村会選挙と国民主権――『クォータ制法』と『マーストリヒト条約にもとづく外国人の選挙権』に関して――」法政論集一五六号（一九九四年）一五五頁以下
- 辻村みよ子「憲法改正――一九九二年六月二五日の憲法的法律第九二―五五四号」〈立法紹介〉日仏法学一八号（一九九三年）一五三頁以下

・辻村みよ子「ミッテラン時代の憲法構想――フランスの改憲動向をめぐって――」日仏法学一九号（一九九五年）二四頁以下
・辻村みよ子「国際化・地域化のなかの国家主権・国民主権――フランスからの考察」法律時報六七巻六号（一九九五年）一八頁以下
・時本義昭「マ条約批准のための憲法改正」ジュリスト一〇一五号（一九九三年）二七〇頁
・光信一宏「フランスにおける外国人の選挙権――マーストリヒト条約の批准をめぐって」愛媛法学会雑誌二〇巻三＝四号（一九九四年）二二九頁以下
・光信一宏「フランスにおける外国人の選挙権・補論――憲法学説について――」愛媛法学会雑誌二一巻三号（一九九五年）一〇五頁以下

〔付記〕 ドミニク・ブレイヤ（Dominique Breillat）教授は、一九四五年八月四日生まれで、ポワチエ大学で憲法を担当し、現在法学部長を務めている。日本学術振興会外国人招へい研究者（短期）として、一九九五年七月二日から二四日まで日本に滞在し、この間、北海道大学法学部での研究交流のほか、七月一〇日に明治学院大学法学部で学生向けに、七月一四日には京都大学法学部で研究者向けに講演を行った。本稿は、七月二〇日に行われた北海道大学法学会での講演の原稿を翻訳したものである。

（中村睦男）

L'UNION EUROPÉENNE ET LA CONSTITUTION EN FRANCE

PREMIÈRE PARTIE : L'UNION EUROPÉENNE OUBLIÉE PAR LE DROIT CONSTITUTIONNEL

A. L'ÉTAT DU DROIT ANTÉRIEUR À 1958 ET LES IMPÉRATIFS COMMUNAUTAIRES.

(1) La Constitution de 1946 et les questions internationales.

(2) Les impératifs communautaires.

B. LA CONSTITUTION DE 1958 ET LES QUESTIONS COMMUNAUTAIRES.

(1) Les nouvelles dispositions constitutionnelles.

(2) L'extension du rôle du Conseil constitutionnel.

DEUXIÈME PARTIE : L'UNION EUROPÉENNE SAISIE PAR LE DROIT CONSTITUTIONNEL

A. LA CONSTITUTION CONFRONTÉE AU DROIT COMMUNNAUTAIRE.

B. LA CONSTITUTION TRANSFORMÉE PAR LE DROIT COMMUNAUTAIRE.

(1) La révision Maastricht.

(a) L'adaptation de la Constitution au traité de Maastricht.

(b) Une révision anti-européenne.

(2) La révision Schengen.

L'Union européenne, dénomination récente visant les Communautés européennes complétées par les politiques et formes de coopération instaurées par le Traité de Maastricht, est l'étape la plus récente de la constitution européenne. Celle-ci a été presque ignorée par notre droit constitutionnel jusqu'en 1970. Depuis lors sa présence est un phénomène majeur de nos textes

*Dominique BREILLAT, Doyen de la Faculté de Droit et des Sciences Sociales de Poitiers

constitutionnels.

La Constitution de 1946 n'envisageait dans son préambule que deux dispositions relatives au droit international public permettant des limitations de souveraineté pour l'organisation et la défense de la paix. En outre la supériorité des traités sur les lois étant affirmée par l'article 26. Les grands débats européens n'ont pas conduit à une révision de la Constitution. La Cour de Justice des Communautés européennes en affirmant la primauté absolue du droit communautaire devait susciter des difficultés internes. En 1958, la préoccupation européenne n'est là qu'indirectement. L'article 55 est l'écho un peu atténué de l'article 26 de la Constitution de 1946. L'article 11 relatif au référendum en étendant le champ des référendums aux traités visait en fait les traités européens. De même l'article 54 en permettant l'intervention du Conseil constitutionnel avant un débat sur une loi autorisant la ratification d'un traité devait ouvrir quelques solutions. Mais surtout le rôle grandissant du Conseil constitutionnel, tant dans le cadre de l'article 54 qu'après la réforme de 1974, devait donner une extension considérable au droit constitutionnel communautaire français.

Le Conseil constitutionnel, dès 1970, a posé les principes en la matière. Les avancées communautaires ne sont compatibles avec la Constitution que si bien sûr elles ne sont pas contraires à celle-ci mais aussi si elles ne portent pas "atteinte aux conditions essentielles de l'exercice de la souveraineté", celles-ci impliquant "le devoir pour l'Etat d'assurer le respect des institutions de la République, la continuité de la vie de la Nation et la garantie des droits et des libertés des citoyens". On avait pu croire en 1976 que la frontière de conformité résidait dans la distinction entre les limitations de souveraineté (qui étaient possibles) et les transferts de souveraineté (que supposaient une révision de la Constitution). En fait cette analyse devait être examinée dans le cadre plus étroit de la question qui était soulevée alors : l'élection du Parlement européen au suffrage universel direct.

C'est à la suite de la décision du 9 avril 1992 que le Conseil constitionnel a jugé non conforme des dispositions du Traité de Maastricht à notre Constitution obligeant à une révision. Celle-ci, notamment par l'adjonction des articles 88-1 à

88-3 a permis de surmonter l'obstacle provoqué par l'union économique et monétaire, les visas et le vote des ressortissants communautaires aux élections municipales. La révision était marquée par un esprit quelque peu anti-européen. Le Conseil constitutionnel ayant, le 13 août 1993, annulé une loi mettant en oeuvre les accords de Schengen, il a fallu, pour vaincre cette difficulté, à nouveau réviser la Constitution. Cela fut fait avec l'adjonction d'un article 53-1 permettant une limitation du droit d'asile. Ces révisions au coup par coup ne sont pas satisfaisantes et on attend une révision plus cohérente permettant de résoudre plus rationnellement les problèmes posés par l'Union européenne.